

令和5年9月21日

供給約款等以外の供給条件の認可について

関東経済産業局長から、金谷ガス株式会社（法人番号5030001056315）、三愛
オブリガス東日本株式会社（法人番号6010501030605）、株式会社JOMOプロ
関東（法人番号6070001004566）による供給約款等以外の供給条件の認可申
請に関する、電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第28条第4項の
規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される改正前の
ガス事業法第47条の6の規定に基づき行われた委員会への意見聴取につい
て、「電気事業法等の一部を改正する等の法律附則に基づく経済産業大臣の
処分に係る審査基準等」（20170329資第5号。その後の改正を含み
ます。以下単に「審査基準」といいます。）における当該認可に係る審査基
準に照らし、当委員会として検討を行った結果、当該認可申請について、認
可をすべきと考えられるため、別紙のとおり関東経済産業局長に意見を回答
いたしました。

(別 紙)

官 印 省 略
20230920 関 東 第 29 号
令 和 5 年 9 月 2 1 日

関東経済産業局長 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

供給約款等以外の供給条件の認可について（回答）

令和5年9月20日付け 20230920 関東第 11 号により貴職から当委員会に意見を求められた供給約款等以外の供給条件の認可の申請については、認可することに異存はありません。